令和7年度随時監査結果報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準(令和2年あま市監査委員告示第1号)に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下、「法」という。)第199 条第1項の規定による財務監査のうち同条第5項の随時監査

第3 監査の対象

令和7年3月27日付け中日新聞報道(以下、「新聞報道」という。)の内容に該当する、教育委員会事務局所管の委託事務

第4 監査の目的

教育委員会事務局において、2023年度(令和5年度)に実施した委託 業務で、委託事業者に対し7か月分の支払処理を怠った事案及び別の委託事 業者に対し未契約のまま事業を始め、支払処理を怠った事案(以下、「本事 案」という。)があったと報道された。当該業務の状況を調査し、実態を明 らかにするために監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ監査資料の提出を求めて当該資料を審査するとともに、関係書類、 諸帳簿等に基づく調査をし、及び関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和7年3月31日から令和7年8月7日まで

第7 監査の結果

監査した結果は以下のとおりであった。

1 監査対象の特定

監査対象課及び監査対象事業を次のとおり特定した。

- (1) 監査対象課 教育部スポーツ課(以下、「スポーツ課」という。)
- (2) 監査対象事業
 - ・ 令和6年度親子体操教室委託業務(以下、「A事業」という。)
 - ・ 令和6年度親子体操教室託児委託業務(以下、「B事業」という。)

※ B事業はA事業に付随する業務である。

なお、新聞報道の内容について、次のとおり誤りがあった。

(1) 会計年度 誤 2023年度(令和5年度)

正 2024年度(令和6年度)

(2) 未払月数 誤 7か月分

正 5か月分

2 監査対象事業に関する概要

- (1) 実施場所 甚目寺総合体育館
- (2) 実施回数 クラス(1) 14回

クラス(2) 14回

全28回

(3) 業務日程

令和6年 6月 4日、11日、18日、25日

7月 2日、9日、16日

10月22日、29日

11月 5日、19日、26日

12月 3日、10日

予備日 7月23日、12月17日

- ※ クラス(1)は午後4時~午後5時 クラス(2)は午後5時30分~午後6時30分
- ※ 10月29日は、A事業の講師都合により中止となり、予備日の12月 17日に振り替えられた。

3 契約事務について

A事業及びB事業(以下、「両事業」という。)の契約事務の実施状況について関係書類を確認した結果、次のとおりであった。

【契約事務の実施状況】

事務	A事業	B事業	
予算執行伺	令和6年5月8日起案	令和6年5月8日起案	
契約方法	C業者及びD業者からの見積	E業者からの見積徴取による少	
	徴取による少額随意契約	額随意契約 (単価契約)	
執行予定額		(税込)305,690円	
		【単価】	
	(税込) 271, 040円	人件費 880円	
		交通費 330円	
		運営費 5,500円	
見積依頼通知 令和6年5月17日発送		令和6年5月17日発送	
見積徴取 令和6年5月24日受理		見積書が確認できず不明	
支出負担行為決議	令和6年5月24日	未実施	
又は契約締結伺	7和6年3月24日		
見積結果	C業者【決定】	見積書が確認できず不明	
	(税込) 271, 040円	※請書は執行予定額と同額の単	
	D業者	価でE業者から受理	
	(税込) 292, 600円		
請書受理	令和6年5月24日	令和6年5月24日	

法第232条の3では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されており、予算決算会計規則第54条第1項では、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議しなければならない旨が規定されている。また、契約事務の手引では、契約締結時において支出負担行為を行うべき額が判明できないものについては、支払請求を待って支出負担行為を決議することになるので、単価契約にあっては、支出負担行為決議に代わり契約締結何の決裁を要する旨が示されている。

両事業について、上表のとおり、書類上は日付等の整合が取られていたものの、 文書の起案日と、文書収発簿や財務会計システムの登録日との間に矛盾が確認で きた。この点についてスポーツ課へ聴取した結果、予算執行伺をはじめとする各 事務処理を、事業開始後に、事業開始前まで遡及(以下、「遡及事務」という。) して行っていたことが分かった。

A事業では支出負担行為決議により、B事業では契約締結伺により、事業開始前までに決裁権者の意思決定を受けていないことから、契約業者決定に必要な手続きが行われておらず、不適切な事務処理であった。

なお、事実確認の中で、是正又は改善を要する事項が散見された。その内容については、「5 是正又は改善を要する事項」において後述する。

4 支払事務について

両事業の支払事務の実施状況について関係書類を確認した結果、次のとおりで あった。

【支払事務の実施状況】

実施月	請求金額	請求日	支払日
	A事業	A事業	A事業
	B事業	B事業	B事業
令和6年6月	77,440円	令和6年6月28日	令和7年2月21日
	86,350円	令和6年6月30日	令和7年3月7日
令和6年7月	58,080円	令和6年7月31日	令和7年2月21日
	66,000円	令和6年7月17日	令和7年3月7日
令和6年10月	19,360円	令和6年10月30日	令和7年2月21日
	22,000円	令和6年12月5日	令和7年3月7日
令和6年11月	58,080円	令和6年11月29日	令和7年2月21日
	66,000円	令和6年12月5日	令和7年3月7日
令和6年12月	58,080円	令和6年12月26日	令和7年2月21日
	65,010円	令和6年12月20日	令和7年3月7日

※ 合計支払金額は、A事業271,040円、B事業305,360円であり、どちらも執行予定額の範囲内であった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下、「支払遅延防止法」という。) 第6条第1項では、対価の支払時期について、適法な支払請求を受けた日から工 事代金は40日、その他の給付に対する対価は30日(以下、「約定期間」とい う。)以内の日としなければならない旨が規定されている。

上表「請求金額」は、最終的に支払処理が行われた正しい請求金額だが、その請求日は、A事業は全て令和7年2月4日、B事業は全て令和7年2月19日であり、上表「請求日」の日付と異なる。これは、上表「請求日」の日付に送付された各請求書(以下、「当初請求書」という。)については請求金額等に誤りがあったことによるものであり、令和7年2月に、スポーツ課がC業者及びE業者(以下、「両契約業者」という。)に請求書の修正を求めたものである。

支払遅延防止法第6条第2項では、相手方の請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする旨が規定されており、また、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあっては、適法な支払請求があったものとしないものとする旨が規

定されている。

この点、当初請求書の請求金額等の誤りが軽微な過失か、故意又は重大な過失かどうかは判断が分かれる可能性があるものの、スポーツ課は、当該請求書を受理した後、その内容を確認することなく令和7年2月までこれを放置しており、両契約業者に当該請求書を修正する機会が与えられなかったことは同課の過失と言わざるを得ず、支払遅延防止法及び同法の運用方針において、相手方に請求の拒否を通知しなかった場合が想定されていないことからも、当該請求書を受理した日から約定期間は進行していたものと判断でき、支払いを遅延した不適切な事務処理であった。

なお、両契約業者に対する支払遅延防止法第8条に基づく支払遅延に対する遅延利息(以下、「支払遅延利息」という。)の支払いの要否について検討する必要がある。

同法の運用方針では、支払遅延利息について、特に相手方において積極的にこの債権を放棄する意思表示のない限りは、当然支払の義務を負う旨が示されている。この点についてスポーツ課へ聴取した結果、同課は両契約業者と協議を行い、支払遅延利息については請求しない旨の申出を受けたことが確認できた。

したがって、両契約業者に対する支払遅延利息の支払いは要しない。

5 是正又は改善を要する事項

前述のとおり、事実確認の中で、是正又は改善を要する事項が散見されており、 その内容は次のとおりである。

(1) 見積書の徴取が適切にされていなかったもの

教育委員会事務局組織規則第7条において準用する決裁規程別表第1において、予算執行伺は、支出負担行為及び支出命令の決裁区分の例により処理しなければならない旨が規定されており、また、契約事務の手引では、予算執行伺には見積徴取を予定する業者を記入する必要がある旨が示されていることから、予算執行伺は、見積徴取する業者の選定が適切に行われたことを証するものという意味でも重要であると解せるところ、次の事例がみられた。

なお、前述のとおり、遡及事務が行われたものだが、スポーツ課によると、両事業とも、業務開始前の令和6年5月24日に、A事業はC業者及びD業者から、B事業はE業者から、見積徴取だけは行ったとのことであり、次の事例はその点について言及するものである。

ア 予算執行伺により決裁権者の意思決定を受けることなく見積業者として 2者を特定し、口頭の依頼により見積徴取を行っていた。

また、見積徴取の依頼が口頭によるものであったことから、業者が提示した見積金額が参考金額であった可能性が考えられ、正確な金額比較だったとは言い難いという点においても不適切であった。

なお、徴取したC業者の見積書について、紛失によりその現物が確認できなかったことから、随意契約における競争性や公平性が確保されたかどうか

に疑問を持たざるを得ない。(A事業)

イ 予算執行伺により1者随意契約の妥当性の審査がされることなく見積業者として1者を特定し、決裁権者の意思決定を受けないまま、口頭の依頼により見積徴取を行っていた。(B事業)

(2) 請書の徴取が適切にされていなかったもの

契約規則第32条第1項では、契約金額が100万円を超えないときは契約書の作成を省略できる旨が規定されており、同条第2項では、その場合でも、契約に関し必要な事項を記載した請書によらなければならない旨が規定されているところ、事業開始前までに請書を徴取していなかった。(A事業、B事業)

(3) 書類の管理等が適切にされていなかったもの

教育委員会文書取扱規程第35条では、文書は、常に整理し、必要な文書を 必要なときに直ちに取り出せるようにしておかなければならない旨が規定さ れているところ、次の事例がみられた。

ア 契約業者決定の根拠となる、業者から徴取した見積書を紛失していた。(A 事業、B事業)

なお、B事業では、遡及事務の中で行った見積徴取においても、同様に見 積書を紛失している。

- イ 令和6年4月から事業開始までの間に、意図や用途が不明な参考見積書を 業者から複数枚徴取していた。(B事業)
- ウ 送付された請求書について、開封はされたものの内容は確認されず、机上 で山積する他の書類の中に紛れた状態であった。 (A事業、B事業)

(4) 文書の起案が適切に行われなかったもの

遡及事務の中で行った予算執行伺について、文書収発簿上は令和6年8月上旬ごろに文書番号が附番されているものの、実際の事務処理は令和7年2月まで行われていなかった。事業開始前までに契約事務を完了していなかったことがそもそもの問題であるが、事後においても事務処理が遅滞したことは、支払処理が遅延した一因である。(B事業)

(5) 業者との連絡調整が適切に行われなかったもの

A事業の日程が予備日へ変更となった際、受講者にはその旨を連絡したものの、E業者への連絡を怠っていた。

E業者は、日程変更前の日にちに託児出張したことで時間を拘束されており、 必要のない負担を強いたことは不適切であった。

なお、スポーツ課とE業者の協議により、当該託児出張分は請求額に含まれないこととなった。(B事業)

(6) 受注者との協議記録を作成していなかったもの

工事や委託業務の契約締結後、受注者と発注者の間で行う協議は、当該業務等の実施形態に関する重要事項であるため、その協議内容を記録することが重要であるところ、支払遅延利息を請求しない旨の協議等の記録を作成していなかった。(A事業、B事業)

(7) 起案文書に決裁日及び施行日が記載されていなかったもの

教育委員会文書取扱規程第33条では、文書を施行したときは、決裁を終えた文書に施行年月日を記入する旨が規定されているところ、予算執行伺等の文書において記入されていなかった。また、各文書の様式には決裁日の記入欄があるため、決裁年月日を記入すべきである。(A事業、B事業)

なお、令和5年度定期監査においても同様の事例があり、スポーツ課には課員への周知徹底を求めていたものであるが、未だ改善されていないことは遺憾である。監査結果に対しては真摯に対応されたい。

6 意見

本事案は、各事務処理が特別な処理を要しないことからも、関係職員が財務事務の重要性を十分に認識していれば未然に防ぐことができたものである。

担当職員は管理職員から、再三にわたり早急に事務処理を行うよう指示されていたにもかかわらず、直ちに対処しなかったことは職務怠慢であると言わざるを得ない。また、業者から徴取した見積書の紛失、受理した請求書の未処理は、極めてずさんな文書管理によるものであったといえる。

一方で、管理職員においても、早急に事務処理が行われるよう、課内で協力して対応する措置を取ることも必要であった。

本事案は信用失墜行為であり、長期間にわたり未払い状態を業者に強いたことで市が信頼を損なっただけでなく、決算にも影響を与えかねなかった重大な問題であった。本事案で露呈した、職務怠慢や非違行為を組織として猛省し、財務事務全般に対する重要性を改めて認識した上で、今後、このような事案が発生しないよう措置を講ずるとともに、法令順守を徹底されたい。

最後に、本事案の再発防止として、職員研修での本事案の事例活用が考えられる。新人研修、管理職研修等を通じて、支払遅延により市が信頼を損なうこと、 予算執行の管理を適切に行うこと、支払事務の執行状況を共有化することなどを 指導・助言するよう研究されたい。